

補充立候補制度等のあり方に関する研究会（第2回）

2007年6月11日（月）

【嶋補佐】 定刻より若干早いようでございますが、委員の皆様、既におそろいでございます。

【蒲島座長】 それでは、時間になりましたので、第2回研究会を開催したいと思います。皆さん大変お忙しいところご出席ありがとうございます。議題に入ります前に、まず前回欠席された谷口先生をご紹介しますと思います。

【谷口委員】 谷口でございます。よろしくお願いいたします。

【蒲島座長】 それから今日は、只野委員がご欠席になっております。また、玉置委員は所用のため、途中退席されることになります。

それでは早速、議事に入りたいと思います。

今日は事務局から資料説明を受けた後、本研究会発足の発端ともなりました、平成19年4月22日の長崎市長選挙を管理・執行された、長崎市の選挙管理委員会の方から、ヒアリングを行いたいと思います。その後、第1回の研究会に引き続き、さらに論点についての意見交換を行いたいと思います。西崎さんは来ていらっしゃいますか。

【嶋補佐】 いえ、まだお見えになりません。

【蒲島座長】 そうですか。

西崎事務局長が長崎選挙管理委員会からいらっしゃるようになってはいるわけですが、まだ到着されていませんので、後ほどご紹介させていただきます。

それではまず、事務局より、議事要旨のほか、各資料について説明してください。

【嶋補佐】 それでは、お手元に配付させていただきました資料に基づきまして、簡単にご説明させていただきます。

お手元の資料1でございますが、こちらは第1回研究会の議事要旨でございます。5月14日に開催いたしました、その後、座長の方から、ブリーフィングをしていただいた内容に沿って、事務局のほうで作成し、公表させていただいたものでございます。第1回の議論、要点といたしましては、さまざまな意見をいただいたわけでございますが、2ページのフリートーカーが行われた、各構成員からの主な意見等は以下のとおりということで、主に2つ目の丸でございますけれども、「補充立候補制度を考えるに当たっては、有権

者サイドからの要請、候補者サイドからの要請、選挙の管理執行機関サイドからの要請の3つの視点から、これらが整合的に機能するあり方を検討していくべきである」等のご意見をいただいたところでございます。資料1は以上でございます。

ざっと振り返っておきますと、補充立候補制度等のあり方についての論点としては補充立候補の届出期間の延長について、現行、補充立候補の届出期間は選挙期日前3日まで、町村については2日までとなっておりますけれども、これについてどう考えるかということが1つ目でございます。

それから、選挙期日の延期についてが2つ目でございます。現行制度では、補充立候補期間を経過いたしまして、補充立候補ができなくなった段階で、候補者が1人になったときには選挙期日を延期することになっております。この候補者が1人になったときという要件についてどう考えるかというふうなことが、大きな枠組みとしてあろうかと思えます。

また、その場合、選挙期日を延期する期間は、何日間とするか。現行では、当初の選挙期日後、5日目に延期になるという制度になっておりますが、これにつきまして有権者の便宜を考えた場合に、延期後の選挙期日も日曜日になるほうがいいのではないかなどのご意見がございます。そういうことについてどう考えるかということがあろうかと存じます。

その他の方策ということで、補充立候補期間の延長、選挙期日の考え方のほかに、どのような方策が考えられるかということでございます。

それから、選挙期間中に候補者が死亡した場合における、それまでに実施された期日前投票・不在者投票について、やり直しを認めるべきという意見がございますが、どう考えるかということ。これについて、やり直しということがございますが、そのほかどのような方策が考えられるかという論点があろうかと存じます。

以上が、主に補充立候補制度等の関係でございまして、その他にも、首長選挙において法定得票数以上の得票者がなく当選人が定められなかった場合における再度の投票のあり方についてご議論いただきたくお願い申し上げているところでございます。

現行の再選挙制度では、再選挙が繰り返され、首長不在の期間が長期化するという懸念が示されていることについて、どう考えるか、再選挙が繰り返されることを避けるため、首長選挙に決選投票制度を導入することについて、どう考えるかという論点。それから再選挙の場合には、当初の選挙に立候補していなかった者が立候補することができるわけですが、そのことについてどう考えるかという論点です。また、再選挙が繰り返されることを避けるために、法定得票率を引き下げることについてどう考えるかという論点があろう

かと思えます。

引き続きまして、資料2は、長崎市選管のほうから提出をされました資料でございます。後ほど長崎市選管からのヒアリングにおいて、ご説明、質疑などをいただければと存じます。

次に、資料3は、補充立候補制度について現行制度を取りまとめたものでございます。1ページ、2ページに、現行の補充立候補制度の趣旨、制度が、どういう考えで制度設計されたかということをごらんいただくために、当時の考え方についてまとめた資料をつけてございます。3ページから現行の補充立候補制度について自書式ということが、経緯も含めてございます。

また、8ページに飛んでいただきますと、現行の投票制度の中には、自書式という投票方式のほかに記号式の投票方式が、地方公共団体の選挙では採用できることになっております。記号式投票の場合の補充立候補制度について、簡単にまとめたものでございます。

1枚おめくりいただきまして、9ページのほうが、イメージとしてはごらんいただきやすいかと存じます。9ページが記号式投票で、長の場合の補充立候補制度のイメージでございますが、自書式の場合につきましては、市長選挙でいえば、選挙期日の3日前までに候補者が死亡したような場合につきましては、補充立候補を受け付けるということで、選挙期日はその場合には延期されない仕組みになっておりますが、記号式投票の場合におきましては、この図にございますように、当初届出の候補者が死亡し、または辞したものとみなされたときにつきましては、期日にかかわらず、選挙期日が延期される形になっております。

延期のされ方が若干複雑になっておりますが、仕組みといたしましては、候補者が死亡した場合にはその死亡した旨の告示がなされることになっておりますので、右肩のほうにございます「政令で定める日」ということで、都道府県知事の場合はその告示の日から17日、その他の市長の場合は7日に延期になるということで、当初の選挙運動期間と同じ日数だけ、その告示の日から延期になるという仕組みでございます。

制度設計の趣旨としましては、記号式の場合は、投票用紙の調製に時間がかかりますので、候補者が死亡した場合については、その日から当初の選挙運動期間と同じ日数だけ調製期間をとるということで、少しずつ選挙期日がずれていく仕組みになっているということでございます。ただ、最大延期というのは、当初の選挙期日からそれぞれ定められた期間、知事選であれば17日、市長選であれば7日までということで、そこまでしかずれな

い仕組みになっております。

さらに再度の延期ということで、一度延期された後に、その場合は2段目のところになりますけれども、その選挙の期日の前日までに候補者が死亡し、または辞したものとみなされたため、ここでは候補者が1人になったときには再度の延期がなされるという仕組みになっているものでございます。まとめますと、記号式投票の場合につきましては、投票用紙の調製に時間を要するという理由で、自書式の場合と違う仕組みになっているということでございます。

さらに1枚おめくりいただきますと、同じ記号式投票の場合の、議員の選挙の場合でございます。議員の選挙の場合につきましては、大要、自書式の場合と同じでございます。ただ、投票用紙の調製時間をとるという趣旨で、それぞれ補充立候補期間が自書式の場合に比べまして、1日短くなっております。自書式の場合につきましては、選挙期日の3日前まで、町村の場合は2日前までということでございますが、それぞれ1日短くなっておりまして、前4日まで、前3日までという仕組みになっているということでございます。

以上が資料3の関係でございます。

資料4、資料5につきましては、主に法定得票数を得られた候補者がいなかった場合で、当選人が定められなかった場合、現行では再選挙になる場合の議論に参考にしていただくために準備した資料でございます。

まず資料4でございますが、現行の制度で、法定得票数以上の得票者がなく当選人が定められなかった場合における再選挙の関係でまとめたものでございます。資料4の1ページ、現行の再選挙の流れでございます。一番上のところで、法定得票数以上の得票者がいない場合、これで当選人が定められませんので、当選人がないときということになりますと、下の2段目の四角に行くということで、選挙長から選挙管理委員会に報告が行くということでございます。

さらにその選挙管理委員会は、その旨を直ちに告示いたしまして、その場合につきましては、いろいろ要件がございますが、首長選挙の場合については再選挙事由になるということで、再選挙を行わせなければならないこととなります。

再選挙の期日については法定されておまして、下のアスタリスクに「再選挙の期日」とございます。2つ目のポツで、「地方公共団体の議会の議員及び長」ということで、期日が定められております。異議申出期間の経過後50日以内ということで、異議申出期間というのが、選挙争訟、当選争訟、それぞれ起算日が違いますが、14日以内に異議申出を

することになっておりますから、異議申出期間経過後ということで、合計で64日目以降の範囲内で再選挙を執行する形になります。ただ、その下の二重丸のところがございますが、争訟が提起されている場合については、その争訟の継続中は選挙が執行できないという仕組みになっているということでございます。

同じ資料で1ページおめくりいただきますと、主に長の選挙についての関係条文、公選法の条文をごらんいただくものでございます。

3ページをお願いいたします。1ページ目でごらんいただきました、再選挙というのが過去どれぐらいあったかをごらんいただくものでございます。市長選挙につきましては、過去、法定得票数に達した者がいないことにより当選人がいないケース、再選挙になった事例というのは、ごらんいただいた表の右肩になりますけれども、過去4例でございます。そのうち1つの例は、今回の統一地方選挙でございました宮城県の加美町の例ということになっているものでございます。

さらに1枚おめくりいただきますと、現行制度で法定得票数というものが定められている要件について、解説したものでございます。極端に少ない得票の候補者を当選人と定めることは、選挙人の代表たるにふさわしくないこと等を考慮したためというふうに考えられているところでございます。

最後、5ページ目に、法定得票率の過去からのそれぞれの選挙区分ごとの推移をごらんいただくためにまとめたものでございます。

以上が、主に法定得票数の関係でごらんいただきました資料でございまして、資料4でございました。

駆け足で恐縮でございますが、次に資料5をお願いいたします。決選投票制度についてまとめた資料でございます。資料5の1ページ目につきましては、前回第1回にご提示させていただきました資料と同じでございます。1ページの1が、昭和21年に導入されております決選投票制度の概要でございまして、昭和27年に廃止をされたという経緯がございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページでございますが、当時の決選投票で、どういうふうな状況であったかをごらんいただくための資料でございます。市区町村選挙については、結果について詳細は承知しておりませんが、当時の知事選挙につきましては、昭和22年の統一地方選挙、昭和26年の統一地方選挙について、それぞれ決選投票が行われた。その場合、決選投票に進んだ上位2名のうちどちらが決選投票で当選していたかという資料

でございます。決選投票が廃止された経緯にもございましたとおり、当初の選挙で、1位の者が決選投票でも当選していたという結果が読み取れる状況になっているものでございます。

さらに1枚おめくりいただきまして、3ページでございます。決選投票制度が導入された経緯について、簡単にまとめたものでございます。もともと我が国の選挙制度ということで当時考えられておりましたのは、一番上の丸にございますが、長の公選につきましては、法定得票数については有効投票総数の4分の1にして、決選投票制度はなしというふうな制度で当時の政府は考えていたということでございますが、総指令部から、法定得票数を過半数にして、過半数の得票者がいないときは、最多の得票者2人で決選投票を行うべきだという修正意見が出たということでございます。それで政府、総指令部の間で折衝が行われたということでございますが、最終的には当時のケーディス民政局次長の裁定ということで、法定得票率につきましては、4分の1と2分の1の中間をとって8分の3に、それから決選投票制度については導入するというので、当時、制度設計がなされたということでございます。

その後、先ほど概要のところでごらんいただきましたが、この裁定案のとおり制度として法制化をされた経緯がございますが、結果的には法定得票数については4分の1に引き下げられて、決選投票制度は昭和27年に廃止された経緯があるということでございます。

4ページ、5ページにつきましては、公職選挙法制定時の決選投票の関係の条文について、抜粋でごらんいただく資料でございます。

恐れ入りますが、6ページをごらんいただきたいと存じます。諸外国の状況について、決選投票がどのように導入されているだろうかということをごらんいただく資料でございます。直接公選の大統領選について調べてみたものでございますが、決選投票制度を導入している国ということで、この表の2回目というところをごらんいただきますと、第1回目で過半数の得票者が当選ということで、過半数を求めている場合に、第2回目で決選投票を実施するという大統領選挙の制度を持っている国が多いという傾向が読み取れようかと思えます。

ただ、いろいろなやり方をしているところがございまして、最多得票者ということで相対多数で当選という制度もございまして、いろいろな要件で第1回目を定めているところもあるということでございます。注にそれぞれ整理をしておりますけれども、国別のもの

につきましては7ページ以降、各国別に表でまとめてみた資料をつけさせていただいております。以上が資料でございます。

また、最後に、前回会合時に少し議論がありました現行の都道府県知事、指定都市の市長選挙における候補者の状況について触れさせていただくと、基本的には党派は全員無所属でございます。確認団体という、政党がその期間中に政治活動を行うことができるという仕組みがございますが、確認団体として確認された団体といたしましても、政党よりは、政党でない政治団体が確認団体になっている例というのがほとんどという状況でございます。

また、候補者について区別をしている例ということでございますが、現行制度では供託の関係と選挙公営の関係で、一定の得票がなかった場合については供託金が没収される。あるいは、選挙公営がなされないということで、事後的に候補者を区別している例がございます。

事務局からの説明は以上でございます。

【蒲島座長】 どうもありがとうございました。

質問がある方は、この後用意しております意見交換の際にお願いしたいと思います。それでは先ほど、長崎市選挙管理委員会から、西崎武博事務局長がおいでになりましたので、ご紹介させていただきます。

【西崎長崎市選管事務局長】 長崎市選挙管理委員会事務局長の西崎です。よろしくお願ひします。

【蒲島座長】 どうもお忙しいところありがとうございました。早速ですけれども、西崎さんよりご提出いただいている資料に基づいて、説明をいただければと思います。よろしいでしょうか。

【西崎長崎市選管事務局長】 長崎市は、平成17年の合併等々がありまして、現在、人口が45万人、有権者約37万人という状況になっております。投票所については、161カ所。期日前投票所は24カ所、今回の市長・市議選につきましては、7町の合併の協定がございまして、7町の一人一人の代表者と、旧長崎市のということで、8選挙区に分けて行っております。その中で、資料2から説明させていただきたいと思ひます。

資料2につきまして、「4月22日執行長崎市長選挙に係る事務日程表」ということですが、4月12、13、14日については、どこの選挙管理委員会でも行う業務で、4月15日から説明させていただきたいと思ひます。4月15日、立候補届出の受理とい

うことで、立候補では亡くなった伊藤一長氏、共産党の前市議会議員の山本誠一氏、前川智子氏、前川悦子氏、いずれも無所属でございます。4月16日から、期日前投票所24カ所ということで行ってまいりました。4月16日が、期日前投票所の氏名掲示等、選挙公報の印刷、候補者に関する選挙資格の照会、選挙事務所の異動届の受け付け、各期日前投票所の投票録等の確認ということで、4月16日から行っております。4月17日に選挙公報の梱包等、行政センターにおけるところの——行政センターというのは7町の合併した1つの町を各々行政センターと呼んでいます。行政センターにおいて疑問票、質疑等の提出等々行いまして、その日の夕方7時以降に伊藤一長市長が撃たれたということで、私はテレビのスーパーで見えておりましたけれども、8時以降にスーパーで、撃たれたという表示がなされました。その後につきまして、市の選管事務局の残っている職員に、最悪な状態を想定した部分の中での、これからの17、18、19日、22日、23日以降でつくっていただきたいということで、17日も、大体10時ぐらいから12時ぐらいまでについては県のほう、または総務省のほうにもお電話をかけていると思っておりますけれども、そういう中で、死亡された場合に事務がどういうふうになるのかということで、その間にマスコミ等、もしくは現職の市議会議員、当選された県議会議員等々の方々、また、一般市民の方々からも多数電話はいただいております。

一番多かったのは、その時点ではマスコミの方の電話が一番多い。長崎市については、現在13社が、マスコミの会社の数でございます。そういうことで13社の方が、複数いるところは4人いらっしゃいますので、各々がかけてくるというような状況になります。これは皆さん出先で各々別々のところにいますので、そういうことで各々がかけてくるという状況になっております。我々の内部の協議ができないということで、マスコミ等についての電話は一切受けない。ただし、私の準備が整い次第、市政記者室に行くということで、広報課を通じて、各局に電話をしていただきました。その結果として、死亡された場合の想定を、いろいろな形で内部で協議して、市政記者室に行ったのが0時でございます。0時で市政記者のほうについてはこういうことと、17日、18日、19日、もしくは20日、21日、22日等々に、死亡した場合にはこういうことでございますということをお話ししました。

同時に、市の幹部は、本庁に全員そろっておりましたし、また市議会等についても全員近くおいでになっておりましたので、そこでの市政記者分の説明が終わって、その後に議長のところにも今後の部分の説明、市政記者に説明したのと同じことを説明いたしております。

す。それから、大体2時過ぎに選挙管理委員会に戻りまして、私が、市長が亡くなったという一報を3時50分に秘書課長から受けております。亡くなった時間は2時28分というところでございますけれども、私のほうに電話をいただいたのは3時50分と。それから部分と翌日の対応。で、長崎市の選管について、その後、18日、19日につきまして、業務の内容につきましては大体そこに書いてあるとおりでございます。18日、19日については、市民の皆さん方の問い合わせ、並びに19日につきましては、東京、名古屋、大阪のほうから、テレビでいえばキー局といいますか、本社と申しますか、そういうところからマスコミの方が多々おいでになられて、また同じことの繰り返しということでございました。

それから、市民の皆様方については、次のページに、有権者サイド、候補者サイド、それから報道機関等々から寄せられた意見ということで、最も多かったのは、自分たちの期日前投票をした結果が全部無効かということ。このことは一人一人の方がみんなおっしゃっています。ただ、そのお一人お一人の方々の、電話が長いというのに我々は苦慮しました。というのは、「納得がいかない」、私のほうが「ご理解ください、一人一票が原則ですよ」ということですが、そのことを納得がいかないということだけ——納得がいかないというのは、要は、伊藤市長に投票したんだ、だからその補充立候補等々があるんだったら、私たちにもう一回させてくれという部分です。

この部分が、私のほうの外線電話が大体5本あると思っただきたいと思います。それから内線電話が3本ございます。これは市役所の代表にかけた結果として回ってくる部分と、直接かけた場合という部分で、大体全体で8本ぐらいあると思いますけれども、一定の時間にかけた方々の時間が集中しておりますので、テンションがものすごく上がられて、我々が電話をとったときには、もうお叱りの状態。何をしているのかということで、多くの電話が輻輳して話し中の状態になっていたでしょうから、そのときにはもう既に大分テンションが上がっている状態で電話を受けて、長い方で大体1時間ぐらい、短い方も15分、20分という状況で、結局はあきらめて電話を切る。言うことを言ってしまったということで、主にそこに出している部分が18、それ以上あるんですけれども。それから報道機関からの電話。それと、今回の市長選につきましては、告示日前に長崎市の場合に多くの動きがありまして、4月8日に県議会議員に当選なさった方たちが市長選に出るという部分がもともとございました。

そういう中で昨年、長崎県知事選挙があったのですけれども、その前に長崎県の諫早市

で市長選挙がありまして、長崎県議会議員の方が諫早市の市長選に出られました。その方が落選されましたけれども、昨年の県知事選挙のときに復活した、要するに補選で上がってきたという例が身近にありました。そういう中で、今度、4月8日県議選に当選なさった方たちが、この事故を受けて、我々がなぜ出られないのかと。昨年の10月でしたが、統一地方選の特例法で、どれか1つにしか手を挙げることはできませんよとお話ししますが、手をおろすから出させてくれとか、前はよくて今度はだめだったのかということで、お一方だけは3回電話をかけてこられました。そういうことが現職の市議、県議等々からございました。

ただ、19日の補充立候補を受け付けてからは、今度はマスコミも市民の方々も、一長市長の娘婿さんと元市の課長で現市長の田上さんという方々、このほうに焦点が全部当たっていきましましたので、今度は苦情の電話ではなくて、この人たちに投票したい、もう1回投票用紙をくださいという新たな部分が出てきたのは大体20日以降でございます。

その後の作業については、結局22日までは淡々と本来の業務に戻っていったと。ただ、右側のほうに4月18日の欄の⑤なんですけれども、死亡した候補者のポスター撤去ということで、これは長崎市は1,111カ所ポスター掲示がございました。大変であったのは、今のポスターがはげないことなんです。横着にはがしたらはげるんですけれども、それをやりますと、市民の皆さん方の目があって、4カ所から少しずつはいでということではがしていったんですが、1枚はぐのに10分以上かかるということで、ここで20日までと書いてあるのはそういう事情があって、20日までかかりましたということでございます。

大変簡単でございますけれども、以上でございます。

【蒲島座長】 どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただいた内容について、ご質問ございますでしょうか。

【大竹委員】 大変ご苦労いただいた実情をよくお聞きして感じたんですけれども、今回の場合には補充立候補期間がまだ水、木と2日ほどあります。もし、これがあと1日ずれていた場合において、選挙管理委員会として対応が可能であるのかどうか、あるいはさらにもう少しずれ込んで、補充立候補期間が今、3日前ですけれども、2日前でとなっていくますと、そういった場合に選挙の管理執行側として対応が可能であるのかどうか。実感としてどのようにお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

【西崎長崎市選管事務局長】 執行そのものは、僕は大丈夫だったかと思えます。ただ、今回、補充立候補なさった方々の戸籍が、両方とも長崎市ではないのです。ですから、そ

の方々が出ようと手を挙げたときに、果たして戸籍等々を取り寄せて間に合うのかという、出る方々のほうが大変ではなかろうかと思います。市の選管については十分大丈夫だと理解します。

【大竹委員】 今回2日あったので、候補者側は対応できたということですか。

【西崎長崎市選管事務局長】 はい、そう理解しております。と申しますのは、横尾候補につきましては、17日には長崎に入られたらしいんですけども、亡き父のということで、私が立候補しますと18日の夕方に記者会見したんです。それから19日の朝に立候補の届出にお出でになられたんです。

田上候補につきましては、18日の記者会見を見て決めたということで、結局は19日の1日だけだということでした。そういう状況の中で、届出が全部済みだったので、一定やはり候補者のほうが大丈夫であれば、執行する我々のほうについてはいささかの問題もなかろうかと思います。ただ、職員がハードになるということにはございませぬ。大変だとか徹夜があるということはありませんけれども、執行そのものに滞ることはなかろうかと思ひます。

【蒲島座長】 とても大事なポイントだと思いますので、私のほうから1つ質問してよろしいでしょうか。

この場合は補充立候補ができたわけですが、もし期日が迫って、死亡されたのが前日だった場合、当然、今の現存の候補者だけで選挙が行われるわけですが、市民のいろいろなコメントが寄せられたわけですが、もしそうだったらどんなふうな反応が寄せられましたか。

【西崎長崎市選管事務局長】 これは長崎市だけではなく、県外からもたくさんのお叱りの電話をいただいております。というのは、市町村の選挙であろうとも公職選挙法にのっとってやっているんだよ、だから市町村が勝手に好き勝手できないんだよということをわからない方がたくさんいらっしやった。インターネットでも封書でもたくさん抗議をいただいて、結果、先月末でその部分の回答もおおむね終わったという状況ですので、何となく市役所の選挙管理委員会が勝手に選挙を執行しているという、ちょっと無理解な面もあったかなと思ひます。

【米委員】 局長にお伺ひしますが、先ほどのご説明の中で、期日前投票をした方から、無効票になるのもう一度投票できないかというご意見がかなり多くあつて大変ご苦労されたようでございますが、私たちも、期日前投票がこれだけ増えてきますと、いかんとも

しがたいのかなと思っているわけなのですが、

多くの方から問い合わせがあったときに、電話でいろいろお答えしていると、もう一度投票させたくないような気持ちになるのではないかと思うんですけども、その辺率直に、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

【西崎長崎市選管事務局長】 はい。今おっしゃった部分は、確かに期日前投票が十二分に浸透してきている、パーセントもかなり上がってきているというのは、私のほうも事実でございます。ただ、本来の期日前投票という部分をよそに置いてしまって、当日に投票に行けないから来るということではなくて、いつでも投票できるんだ、期日前投票を利用してしまえということで。ある政党からは、市長選にもう1回来れますよと言いなさいと。16日に期日前投票をして17日、この時点でたしか約7,000票ぐらいだったんです。18日、19日は足して3,000票なかったと思うんですけども、そういう部分で奨励しているというか、期日前投票に行け、早く済ましてしまえというような部分です。だから、私が最後までその人たちに言いたかったのは、申しわけないけれども、あなたは投票当日来れないから来たんでしょ、だから、またあなたに入場券を送ったからといって来れないでしょうというのはものすごく言いたかったけれども、最後まで言えませんでした。

確かに、おっしゃったように、この18日、19日、20日の3日間のパンクする状態のときには、申しわけないですけども、もう1回やり直してくださいというような感じは、私自身は正直思いました。ですけども、今は、振り返ってみれば、まず1つは総務省のほうで補充立候補等の研究会をつくるという部分を早く出していただきましたので、マスコミの方々にもそれを言いました。ちょっと待ってください、私たちがどうこう言うことではない、国のほうでこういう検討会を立ち上げようとしているから、私はそれを見るしかない、だから、それがどうだこうだということについては、私たちが述べる筋合いではありませんということで、幸いにして、マスコミのほうはそれで乗り切れたと私は思っております。

ただ、今は、ちょっと私見的な部分というより私たちの職場の中でも話してきたんですけども、どうだったんだろうかということを考えていった場合に、伊藤一長さんだったからこれだけだったのか、ほかの3候補のどなたかがなったらどうだったんでしょうかという部分をものすごく感じるところです。それから、この結果として、先ほどありましたように、3候補しか立候補できないと。19日の17時以降に亡くなって、もう補充がな

いよと。来ていただいた場合に、この3候補だけで終わってしまうのではないかと。ですけども、当選した後にあなたたちは方法があるではないかというのが、現実私が思っていることです。言っていませんけれども、あなたたちにはこういうふうなことで、ある意味でリコールとかいうような方法もあるのではないのでしょうか。

そういう部分の中で、私のほうの係長以上も全部入れて、どうなのかと。補充立候補等のあり方の中で長崎市はどう思うかと言われたら、私は基本的にはよろしいのではないのでしょうかと答えようと思うけれども、どうかなということ。

うちの職員も、どうにかやっとゆっくりなれたと。うつで倒れるのではないかと思ったのが4人いましたから、それぐらいの状態に追い込まれましたので、そのときには思いましたけれども、今、振り返って考えていきますと、ほかの3人の立候補者は何だったのですかというふうなことで、あまりにも無視した発言が各方面から多過ぎたと感じておりますので、委員さんがおっしゃるように、確かにそのときはそう思いましたけれども、現在はそうではありません。

以上です。

【小島委員】 座長、よろしいですか。

【蒲島座長】 はい。

【小島委員】 私も実務を預かっている立場としてお伺いしたいのですが、テレビを見ていまして、市長が撃たれて倒れられた、今、さぞかし長崎市の選管のほうで補充立候補をどういうふうにまとめようかといろいろと思案されているのかなという印象を感じました。

現実には亡くなられて、実際にどういう仕事をやらなきゃいけないのかということ、いろいろと先ほどのご説明の中で、県の選管とか総務省に連絡して整理したと思うのですが、具体的に全容が明らかになった、どの程度の仕事があるというのは、大体いつごろ整理されたのでしょうか。

【西崎長崎市選管事務局長】 大体の段取りでいきますと、17日にあって、18日の0時ごろマスコミと話をしている。そのときには一定、中で協議しています。それともう1つ、私たちは申しわけないけれども、だめだという場合にすぐその作業に入っていかなければならないということを考えておりましたので、18日の午前の仕事の事務開始前には、体制的なものはでき上がったと思っております。

さっきおっしゃったように、19日以降になってくるとまた大きな問題になりますので、

ただ、それが何時間かの後に、翌朝には2時28分というふうな状況が出ましたので、その日の午前中には我々の体制は一定整っております。

【小島委員】 ありがとうございます。

【西崎長崎市選管事務局長】 ただ、仕事の部分ではなく、電話とマスコミの対応、こちらのほうなのです。仕事は受け付けたり、1回既に受付は4人分したので、やり方をわかっているから仕事は負担感はなかったのですが、電話のほうの負担で何もできなくなつたということです。

【蒲島座長】 ほかにございませんか。

【小堺オブザーバー】 電話への対応が、今の話で、相当大変だった。その対応をされた方というのは選管の方だけですか。

【西崎長崎市選管事務局長】 もともとリベロということで、選挙の前からいただいている方。私のほうは統一地方選が始まるということで、去年の4月から1年間前倒しで3名いただいて、現行15名体制で仕事をしておりました。ですけれども、その後4月の選挙戦の前、3月30日の告示前から3名ほどまたいただいておられます。ですから、その18名の職員で、以下全部電話をとっております。臨時職員とかアルバイトとかいう方々ではおそらく対応できないであろうと思っておりますのでとっております。

【久元選挙部長】 どう対応するのかという選択肢として、今は候補者が1人になったときに投票期日の延期をすることができるのですけれども、そうではなくても、今回のようなケースでも延期する、それも5日ではなくて、次の週の日曜日に延期することも、選択肢の1つとしてこの研究会で議論することになっているのですが、仮にそういう制度であったとしたならば、次の週の日曜日に投票することは可能だったと思われませんか。

【西崎長崎市選管事務局長】 投票所の場所そのものが市の施設ですので、そのこと自体は可能だと思いますけれども、ただ16、17日に期日前投票をした方々が、あと1週間、また腹立たしいというか、同じ電話を何回もするというようなことになりますので、だから1週間延びたということになると、対応は可能だと思いますけれども、職員の疲労そのもので言えば、完全にピークに来ている。だから、22日で終わって23日の朝8時に新市長の記者会見と。さっき言いましたように、8選挙区ありますので、選挙会をしていないときに、新市長のインタビューはできるのか、おまえたちはというキャッチボールをしました。どうしても8時が動かせないからということで、その前に選挙会を開くとし

たときも中では今までの予定どおりしてくださいということで11時ぐらいの予定をしていましたので、それが結局、徹夜で一睡もしないままそこを迎えなければならないということで、係長、課長の分では、私への反発は強かった。

そういう状態になっていますので、あと1週間、この状況の中で職員を引っ張れたかということはちょっと自信が持てません。と申しますのは、先ほど申しましたけれども、4人の職員はほとんどどうつの状態なんです。なにをやっているのかと言ってもわからない状態にまでなっていますので、この人たちをつぶさないようにどうしたらいいのかというようなことで、選管の係長以上は、今度その人間を抱えて仕事をし出しました。だから、よそもそういうことがあるかどうかわかりませんが、これ以上引っ張っていただくのは、経験上、私はもたないかなと。というのは、現実には県議選からずっと来ていますので、3月30日から来たのではなくて、それ以前から長丁場で来ていますので、4月22日が29日だったらというのでしたら、1カ月以上、2カ月、3カ月の長丁場になりますので、ひょっとしたら1人ぐらい完全につぶれたかもしれないかなと思います。

【蒲島座長】 今との関連で、例えば日曜日まで延ばすという話だったのですけれども、日曜日ではなくて普通の日だったらもっと問題が多いですかね。

【西崎長崎市選管事務局長】 普通の日は、もともと4月の選挙という部分ですので、3月から4月というのは市町村はどこも、大変忙しい時期なんです。だから、そういう状態の中に平日にということになると、予算執行関係とか契約関係、税関係、そういうところについては、時間中に人間は出せないと言ってくると思います。ですから、いつでしたか横浜市長選か何かで開票を平日にやっていたようですけれども、私も反対なんです、時間中に職員を割いて行けるほど、私の職場はこの時期は不可能だと思っています。

【蒲島座長】 はい、どうぞ。

【玉置委員】 玉置一夫と申します。

ほんとうに私、市の職員として、今言ったことについては同感というか、思っております。それで現在、1週間延ばして日曜日にしたらどうかという意見がございましたけれども、現実として、金曜日、土曜日に候補者が1人になった場合には、町の選挙ですが、5日間延びるという制度になっているわけです。今現在でも市の議員と市長の選挙は告示から投票に1週間あるわけです。そして、選挙公報についても投票日の締め切り、告示の締め切りが5時までで、それでまた公報をつくるわけですけれども、また同じような公報になるわけなんです。そうしたら、個人で立候補した人については公職選挙法はどうか

とか、いろいろな問題が出てきてしまうと思うのです。そういう問題を考えると、5日延長という制度があるのだから、それで行くしかないのかなと思ったりもするわけです。それからまた、確かに4月の地方選挙の時期というのはほんとうに忙しい時期で、我々も2月、3月に、船橋の場合、投票所が84カ所あるわけですが、そこに今十何名の投票所の従事者を配置しているわけですが、4月の異動のときに、異動したからということでその人をかえることはできませんから、3月中に投票所の辞令をした人のところに原則としてそのままついてもらう。そうでないといけないような感じがあります。それほど4月というのは忙しい時期なのです。だから、ほんとうにそういうときに補充立候補の問題が起きたということは、我々は経験したことはないのですけれども、非常に大変なことだったと思っております。

以上でございます。

【田口選挙課長】 すみません、1つだけお聞きしたいのですが、選挙期日の延期をした場合に、それまでに行われた期日前投票、不在者投票はなしにして投票をやり直すという、仮にそういうような仕組みをとった場合にはどうだったのでしょうか。

先ほどの前提は、選挙期日は延ばすけれども投票のやり直しはしない。したがって、既に期日前投票を済ませた方の欲求不満がずっと続く。職員体制が耐えられないという状態が続くだろうというお話があったのですが、もし仮にその段階で今までの不在者投票や期日前投票は全部なしにして、もう1回投票を全部やり直し、したがって今まで期日前投票した人ももう1回投票できるというような制度を仮につくった場合には、あくまでも仮定ですが、どのようなご感触をお持ちでしょうか。

【西崎長崎市選管事務局長】 今、課長さんが言われた部分は、実際として、我々想像はしていなかったんですけれども、なぜそうしなければならないのかということが、期日前投票なされた方々のガス抜きをするために、あえてもう1回そういうことをしましょう。そのためには、いろいろ読み込んだりして、ずーっと抹消してきたもの。この抹消してきたものを全部もう1回復活させて発送してということで、そうするとほんとうに自分の意思で投票なされた方々、私も期日前投票をしています、その方たちの意思の尊重はどこにあるのかという感じがしないでもないのです。

ですから、要は、結果として期日前投票ということであるならば、投票なされた方が仮に投票当日に亡くなっていたとしても、それは有効票ですよ。だから反対に候補者がなくなった場合には無効になることもあるんですよということをきちんとPRできてあるな

らば、先ほど申しました4人の候補者の中のお一人の方は別として、3人に入れられた方々の気持ちは何なんですかと。ならば、最終的に長崎市は結果、5人になったんですから、5人のやり直しですよと言ったほうが私的にはすっきりするんです。ただ、また長丁場になり過ぎるという部分がたくさんあり過ぎるのかなというようなことがありますけれども。

先ほどと重複しますが、今のままであったとした場合の部分と、今のままでないとした部分が、お一人の方の部分のほうにだけ目が集中して行って、ほかのお三方の人たちの部分を考えていられないところが一点あるのではなかろうかと。結果として期日前投票にということで、私自身思ったのは、有効投票数の見方のカウントの仕方を変えたらちよっとよろしいのかなと現実に思いもしました。

結局、3人が結果残ります。そうすると、伊藤に入れている票は全部無効票になりますから、1番の方が必ず4分の1以上になるのです。だから、極論かもしれませんが、こういうふうな場合には、これが伊藤さんではなかったら、そのまま伊藤さんが当選していたと思うんです。そうしたならば、伊藤に入っていた票も全て有効票として取り扱えば、4分の1の部分にならなくて、再選挙になるのかなと。これは勝手な解釈ですが、そういうことは思ったりはしました。

申しわけない、以上です。

【蒲島座長】 大変貴重なご意見ありがとうございました。それから西崎事務局長におかれましては、お忙しいときに長崎から来ていただいて、大変申しわけありません。今日のヒアリングの結果を、この審議に十分反映させたいと思っています。

どうもありがとうございました。

【西崎長崎市選管事務局長】 どうも失礼いたしました。

(西崎長崎市選管事務局長 退席)

【蒲島座長】 それでは引き続いて、意見交換に入りたいと思っています。

本日は小島委員より一般の補充立候補及び選挙期日の延期に伴う補充立候補において想定される主な事務処理についてご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【小島委員】 我々は、補充立候補、また延期の補充立候補につきましても、実務としてやったことはないわけですが、こういうことを整理しておくということは、危機管理という観点からも必要であろうということでございます。

一般の補充立候補において想定される主な事務処理ということで、選挙の種類、国会議員の選挙も含めまして、市長選挙、県議、市議とあるわけでございます。告示日、そして

期日前——何日前かということで、公示又は告示日の午後5時以降、選挙期日の3日前まで補充立候補の事由が発生するわけでございます。その際に、どういう事務処理が出てくるのかという主な点でございますが、補充立候補届出受理体制の整備ですとか、何といても市内の関係機関ですとか報道機関への周知、そして補充立候補の受付を開始し、立候補の届出があった場合に候補者の届出の告示とか、もろもろの業務が出てまいるということでございます。受理した補充立候補届出書に基づき、候補者に関する通知及び資格照会というのがございまして、これは最終的に、選挙会において、当選人を決定するに当たって、重要な照会になります。こういうものを直ちにしなければならないという形になるわけでございます。

そして期日前3日の補充立候補最終日の午後5時ということで、大体木曜日になりますけれども、いろいろ開票立会人の届出ですとか、選挙立会人の届出受理ですとか、選挙管理委員会を午後5時以降に開催して、補充立候補者を加えて氏名掲示のくじのやり直しとかいう準備作業があるということです。

期日前2日ということで補充立候補の投票の効力判定資料とか、もろもろの資料をつくったり、選挙会関係の資料をつくったりしまして、選挙期日が到来するというところでございます。それぞれの時期に選挙会を開催するわけでございますけれども、下の備考欄にアスタリスクがついておりますが、候補者に関する照会先からの資格事項の回答が、開票開始までに届かない場合は、開票管理者において、無効投票の判定ができないおそれがあるということで、この辺の資格事項は非常に時期が切迫しておりますので、直ちに回答してもらう手続をしなければならないということでございます。

次に、選挙期日の延期に伴う補充立候補において想定される主な事務処理ということでございます。最初の期日前3日の午後5時以降から、選挙の期日の前日までというのは、先ほどの部分とそう変わるところはございません。

そして、投・開票事務において想定される主な事務処理ということで、延期の場合、この資料では、7日間延長する場合はどうなるかということでお示ししてございますけれども、大きな事務区分としては期日前投票所の問題、投票所の問題、そして開票所、選挙会、選挙人への周知。日付を修正する帳票類とかいろいろあるわけでございます。

期日前投票所の問題ですけれども、これも実務的にはやるべきことがたくさんございまして、「投票場所の確保（延長）に伴う事務」ということで、いろいろ延期した場合、さらに期日前投票を行う必要がございますので、場所の確保ですとか、現実的な問題としては

選挙人名簿に伴う事務ということで、川崎市の場合ですと期日前投票システムはこの場合に使用できませんので、紙名簿で対応をするということで、その辺の取り扱いをきっちり徹底するというのと、期日前投票所・不在者投票場所の「氏名等掲示」の追加ですとか、いろいろございます。そして、延期された日数分の管理者ですとか立会人、職員、従事者、そういったものについて、確保していくことになろうかと思えます。投票所につきましても、5日間なり7日間延期されたわけでございますので、場所の確保を早目にできるかどうかということでございます。

開票所の問題でございますけれども、開票所の施設の確保、既にもう延期前の期日については他の利用が入っていると思えますので、そういう利用者との調整ですとか、いろいろございます。それから開票事務従事者の確保ということでございます。川崎市の場合は開披・分類作業に派遣会社の契約社員等を入れている関係もございまして、そういったものの契約変更ですとかもやるということでございます。

それから、選挙人への周知は重要だと思います。広報媒体等による周知ということですが、ホームページによる周知、区役所、支所、出張所、ポスター掲示場における掲示、ビラの配布等、報道機関への報道依頼（新聞報道を期待する）ということなのですが、先ほどの長崎市のような劇的な事件であれば、間違いなく報道するわけですが、ほとんど無名な方がああいう事態になったとしても、一遍の報道で終わるか終わらないかということで、なかなか全市民的に周知というのが難しいのかなという認識を持っております。

それから投票所での対応ということですが、当初の選挙期日に、投票所に来てしまう可能性がありますので、そういった人たちに対する対応をどうするかとか、いろいろございます。

以上、今回の研究会の議論をするに当たって、多少なりとも参考になればということでご説明させていただきました。

以上でございます。

【蒲島座長】 どうもありがとうございました。

何かご質問、あるいはご意見ございますか。

【大竹委員】 期日前投票のところ、期日前投票システムが使用できないということでしたけれども、それはどういう理由なのか、ご説明いただきたいのですけれども。

【小島委員】 期日前投票システムにつきましては、当初の期日ですべて要件等設定しておりますので、その要件等の設定のし直しとかをしなければならないということで、技術的には可能と会社から聞いておりますけれども、時間的な余裕がないので対応はし切れないという趣旨でございます。我々は期日前投票システムをやっているわけですが、実際には、紙の名簿にすべて、何かあったときの対応として期日前投票をした人についての表示を行いますし、それから死亡、転出、移替え、表示といったものを含めて、すべて紙名簿で対応している部分もございます。ですから、紙名簿を純粹に使っていく形になるかと思えます。

【大竹委員】 理論的には紙もできるはずですね。

【小島委員】 はい。

【大竹委員】 やるようになってるんですからね。

【小島委員】 はい、そうです。

【蒲島座長】 今の長崎市の選挙管理委員会の事務局の方のコメントを反映するとすれば、これはどういうふうに——楽観的だとか、あるいは十分やれるとか、問題点を整理するとどんな感じですか。

【小島委員】 これは延期の場合の話で、延期がなければ全く問題がない話なんですけれども、延期の場合になりますと、ちょっと長崎市の考え方もまだ私としてはのみ込めていないので、どうあれしたらいいのかと。期日前投票システムが全国的に普及している状況の中ですので、あらかじめ、危機管理的観点からどうしたらいいのかということは、事前に準備しておく必要があるのかなと思えます。ないだろうということではなくて、補充立候補または選挙期日が延期になったときには、こういう対応をとるというプログラムのなものもびしっと措置しておくのがいいのかなと感じましたけれども。

【谷口委員】 よろしいですか。ちょっと細かい点なので選挙課にお答えいただいたほうがいいのかもかもしれませんけれども、この死亡というのも認定はだれがするのでしょうか。これは完全にケーススタディですけれども、仮に補充立候補の受付期限を途過してから有力な候補者がお亡くなりになったと。そうすると、補充立候補できませんから、残っている候補者だけの間で、仮に有力でない候補の間だけの投票になってしまうと。そこで死んでいないことにしてしまおう、要するにまだ生きていますと言い続けるといった場合に、事実上の死者が参加し続けるということが可能なのか。それとも、選挙管理委員会が何かのほうで認定するということになるのか。

今回の場合は現職の市長で、先ほどのお話を聞いていると、秘書課長から選管にお話が入ってということになったと思うんですけれども。ですから、仮にあくまで候補者側から届出がない限りは生きてることになっているならば、よろしいのかもしれませんが、選挙管理委員会のほうで何か事実に判定をする余地を残している場合には、先ほども事務局長がおっしゃったように、相当、選挙管理委員会に対して心理的な負担をかける可能性があるかなと思っております。

【嶋補佐】 お尋ねは幾つかの論点があると思うんですけれども、まず1点目でありませんが、補充立候補事由になる候補者の死亡というのは、死亡の事実でありますので、死んでいてもある種の通知が来ない限りは、死んでいないものとみなされるということはありません。死んでいればその時点で補充立候補事由になりますから、補充立候補を受け付ける形になります。ただ、それを事実上、選挙長が知り得るかということにつきましては、今回のように報道等で確認できる場合については、特段通知がなくても事実上知り得たということで、当然補充立候補という形になります。法的に、最終的に担保をされていますのは、人が死亡した場合については、本籍地の市町村の方に必ず連絡が行くということで、立候補の受付をした場合については、制度上、当該候補者の本籍地に事前通知をして、選挙権を失った場合についてはすぐ連絡をいただくことになっておりますので、最終的にはそれに担保されるということになります。ただ、實際上、極限事例で承知できるかどうかというのは、まさにケースバイケースということになりますから、事実認定の問題は出てくるというふうに考えられます。

【谷口委員】 ありがとうございます。

そうすると、別に私はこれがいいとか思っているわけではなくて、こういうこともあり得るという話——ここから先ですね。いろいろな幾つかの案が——2日前まで延ばすとか、今日の話だと投票日を延期するとかいうお話もありましたけれども、もう一つおそらく考え得る選択肢としては、公示・告示後、候補者は死なないと擬制するということもあり得るのかなというふうに思います。というのは、私が念頭に置いているのは2000年、アメリカ連邦議会の上院選挙のミズーリ州の事例なんです。このときは、その後司法長官になったアシュクロフトさんという人が共和党から現職の上院議員でいて、それに対して、当時のミズーリ州の知事のカーナハンさんという方が民主党から立候補されていたのですが、このカーナハンさんという方が航空機事故で20日前に亡くなられたと。だけれども、当時のミズーリの州法では候補者の差しかえは認められていない。カーナハンさ

んはずっと候補者であり続けるということになって、短くしますと、結局亡くなったカーナハンさんが当選をして、代理知事になった方がかわりの上院議員を指名したという形になったのです。

ですから、死者が当選をしたという事例があって、こういうことを日本でも擬制することが法的に可能であるのかなのかというのは、おそらく一応検討しておいたほうがよろしいかなというふうな気がいたします。

【蒲島座長】 どうもありがとうございました。

(玉置委員 退席)

今のケースを長崎市長選に当てはめるとどうなりますかね。

【谷口委員】 おそらくは伊藤さんが当選をして、再選挙ないしは欠員補充の選挙と。選挙を、1週間先ではなくてもうちょっと先でやり直すということですね。有力でない候補の方が亡くなった場合には、そういう方は当選しないであろうから……。

【蒲島座長】 そのままと。

【谷口委員】 はい。

【蒲島座長】 今日は、補充立候補制度及び決選投票についても議論したいと思いますので、これから自由に意見交換をしたいと思います。

まず話の流れからいうと、補充立候補制度などの論点について議論したいと思います。自由にご発言ください。

【小堺オブザーバー】 私が発言していいのかどうか……。

【蒲島座長】 どうぞどうぞ。ここは自由参加ですから。

【小堺オブザーバー】 先ほどの長崎市の局長の話もあったように、現在、3日前までの補充立候補となっているのを、2日前までにすることはまあ何とかかなりそんな感じはするんですけど、前日はちょっと難しいと思うんですね。それは先ほど来いろいろお話が出ていますように、選挙管理上の非常に難しい問題が、いろいろ出てきます。氏名掲示を全部取りかえなければいけないとか、補充立候補した人のポスターの掲示なんかも、ある程度できるようにしてやらなきゃいけないとか、細かいいろいろな問題もありますし、選挙執行後もそういう問題があるし、もう一つ前のときにも申し上げたように、前日までに補充立候補ができるということになると、その時点で立候補される方は、まず一つは戸籍抄本が必要。そのときには多分、大体一般の市町村は閉庁していると思うんです。それから場合によっては、供託所で前日の土曜日でも受け付けるような措置をとってもらえるか

もしれませんが、それもかなり難しい。そうなるとう候補の届出そのものが、非常に難しくなるだろうということもあります。

選挙管理側からすると、先ほど小島委員からお話があったような、どうしても被選挙権の有無を確認するために本籍地とのやりとりをしなければならない。それには、前日までに補充立候補を認めた場合には、今のように即日開票をやっていますので、かなり厳しいと思うんです。しかしそうでないと、当選人に被選挙権があることを確認できませんから、その作業が非常に難しくなるということもありますので、延ばすとしても2日前までが限界だろうと思います。それが1つ。

それからもう一つ、ちょっと話が少しずれてしまうんですけど、たまたま今回の長崎の伊藤一長さんという最有力の候補者が、ああいうふうな事件にあったためにこの問題が出たということで、先ほど来お話があるように、残り3人で選挙をやるのですかという話になる。その場合には、かなりいろいろ抵抗もあるだろうというお話ですけど。

前回の研究会のときに部長もお話しになったような、無効投票に着目してどうだろうかというお話がありました。たまたま、私は計算をしてみたんです。長崎の場合には、投票総数の中に占める無効投票の率というのが大体7.7%ぐらい。その7.7%の無効投票の中で、伊藤一長さんに投票した割合というのは52.15%になります。つまり、無効投票の半分以上は、亡くなった伊藤一長さんに対して投票しているという事実があります。

それでは、例えば参議院の選挙の場合はどうだろうかと見てみますと、13年の参院選の比例——これはよく比例と選挙区の間違いで、選挙区の候補者の名前を比例に書いてしまったり、比例の候補者の名前を選挙区に書いてしまったりというもので、候補者でない者の氏名を記載した票というのはかなり出てまいります。参議院のときの率を見てみますと、13年の参院選で無効投票の率というのは比例で4.2%ぐらい、選挙区で4.8%ぐらい。その中で、候補者でないものの氏名を記載したというのが、比例の場合で32.7%、選挙区の場合には26.9%——大体27%ぐらいあります。15年の参院選で見ますと、比例で無効投票率が3.57%、その中で候補者でない者の氏名を記載した表というのが29.2%。選挙区のほうで無効投票率が3.24%、無効投票の中で候補者でない者の氏名を記載したものが26.9%ぐらいになります。それぐらいの比率になっています。

たまたま東京都で、参院選と都議選と3つの選挙を一遍にやったことがあります。そのときは、もっと候補者の選挙権や何かのとり違いというのが出てくると思って、それを調べてみたんですけども、52年のときの状況ですが、今の比例代表とは違いますけれど、

当時は全国区で無効投票率が4.09%、その中で候補者でない者の氏名を記載したものが44%ぐらい。選挙区は無効投票率が3.94%、候補者でない者の氏名を記載したというのが、その中の58.5%。都議選では無効投票が2.29%、その中で候補者でない者の氏名を記載したものが、22.14%という数字になります。これを見てみると、1つは無効投票率で、ある程度線が引けないだろうか。例えば、無効投票が5%を超えてしまうという場合。これは今までの例ですと、あまりそういうことはない。

長崎の場合にはさっき申し上げたように7.7%という無効投票率になってますので、無効投票率が5%超えるというのは極めて珍しいケースではないかと。長崎では無効投票の中で候補者でない者の氏名を記載した、つまり伊藤一長さんに対して投票したものが52%ありますので、この辺のところを例えば、無効投票が5%を超えて、なおかつその中で、候補者でない者の氏名を記載した表の数が50%を超えるという場合には、再選挙ということが考えられないのかなと。

やはり、有力でない候補の方が亡くなった場合には決してこのような状況にはならないと思いますので、今回の長崎のようなケースは特殊だと思うんですけど、そういう場合に今問題になっていきますので、こういう線が引けないのだろうか。そういう場合には再選挙ということも1つの考え方かなと思いましたので、参考までに。

【蒲島座長】 今我々は、有力候補の方が亡くなられたことに非常に過敏に反応している可能性があるのですが、有力でない候補者が亡くなられたときに再選挙を行うとか、そのときの世間の反発というんですか、そういうことを踏まえながら、うまくそれが両方スムーズに解決できるような方策はないのかというのに知恵を絞ってほしいなという気がします。

先ほど、長崎市の選挙管理委員会の事務局とのお話から、その可能性としては、1つは3人の有力でない候補が戦ったときに、リコールとかされるんじゃないかという話もありましたし、あるいはその伊藤票を有効票とすることによって4分の1とれないので、また再選挙となるんじゃないかとか。あるいは谷口さんのほうから、死者も候補者として残すということであれば、再選挙になると。幾つかの方策——方策といったらおかしいですけど、意見も出てきたんですけども、皆さん、どうぞ自由に議論をしていただきたい。

【仲道オブザーバー】 よろしいでしょうか。

【蒲島座長】 はい。

【仲道オブザーバー】 長崎市の局長のお話の中でも、期日前投票の取り扱い、あるいはそれに対するいろいろな意見と問い合わせが非常に多かったという話がありましたけ

れども、今回の長崎市長の選挙でも、不在者投票と期日前投票の関係で見ますと、不在者投票は約4,000票強で、期日前が2万7,000ということで、7倍ですね。そういうふうに、非常に期日前投票というのが増えてきているという中で、この期日前投票をどうとらえるか、どう位置づけるかというのが、非常に大きなポイントになってくるのかなと思っております。

と申しますのは、もともと不在者投票というのは昔は非常に厳しかったんですけども、今はもう用事があればと。今の若い人たちあるいは一般の方に、期日前投票がだんだん浸透してきていて、私は今後もっと増えていくだろうと。いわば複数投票日的な感じになってくるのかなと考えますと、例えば今回の補充立候補についても、期日を延長する場合については、この期日前投票の取り扱いを一体どう考えるのかというのが、非常に大きなポイントの1つになってくるのかなと思います。

長崎の場合も、かなりの数の期日前投票があります。私も今回、期日前投票に行ってきましたけれども、特に都会地なんか、むしろ複数投票的な感じでおそらく行っていると。しかも、昔は証明書、そのうちに宣誓書みたいな感じでやっていたのが、今は行けばすぐできて、しかも封筒に入れるような格好で取らなくて、投票箱に入ると。つまり、全く投票行動が当日投票と同じような感覚で行っている方が非常に多いのではないかという気がしますので、仮に今回のような長崎の例を見ますと、さっきの有効投票にしたかどうかというのも、結局そのとらまえ方の話だろうと思いますので、そこらについてきちんと整理する必要があるのではないかなと思います。

【大竹委員】 よろしいですか。

補充立候補制度の話でございますけれども、前回、選挙部長から無効投票で少し考えたかどうかという、小堺さんも同じような発想で、今、お話がございました。

前回は申し上げたんですけども、我が国の選挙の中で、無効投票に何らかの意味を持たせたいという制度を今までつくってきていない。その中で、無効投票に何らかの意味を持たせる制度を導入していった場合に、それが候補者が死亡したという特殊な事例だけに限定できるのかどうか。すなわち、無効投票に意味を持たせるということは、選挙人が、当該候補者に対する投票、立候補者に対して満足していないということですね。それは何も、候補者が死亡した場合に限らず、普通の選挙にも起こり得るわけです。

したがって、無効投票に何らかの意味を持たせるという制度をつくっていった場合に、それが特殊な事例だけに限定し得るのか、一般的な制度として広がってしまうんじや

ないかと。そういったことも考えていく必要があるんじゃないかと思うわけです。そこまで行ってしまいますと今度は選挙そのものの否定になってしまいますから、あまりそういった危険性を包含した制度は導入しないほうがいいんじゃないかならうかと私は考えております。

今、谷口先生がおっしゃいました、アメリカの死亡した者も候補者としてみなすという考え方ですけれども、アメリカの場合、そもそも補欠選挙をやらないので、あらかじめ代理するとされている人がやっていったりするんですよ。

【谷口委員】 ミズーリの場合はその補充議員が決まって、本来は6年間任期があるわけですけれども、そういう場合は次の2年後にまた選挙になると。それは州によって違います。

【大竹委員】 日本の場合には、比例代表制以外は党派によってそういう形でだれかが後を継ぐということは、そもそもない仕組みでございますね。そういった中で、確かに有力でない方が亡くなった場合には、選挙をそのままやっていくことは選挙経済的にもいいシステムだと思うんですけれども、有力な方が亡くなった場合に、やっても意味がない選挙をやるのかという問題が逆に起こりうると思うんです。

【谷口委員】 おっしゃるとおりだと思います。もしと先ほど申し上げたというのは、私はこれがいいとって申し上げたのではなく、1つの案として申し上げたにすぎないのですが、そちらの案でいく場合は、補充立候補制度とうまく組み合わせる形になってくるんだろうと思います。例えばですが、政党の場合だと候補者がお亡くなりになったときによって、政党に選ばせるということになるんでしょう。おそらくそのまま亡くなった候補者を生きたものと擬制をして選挙でいくのがよろしいのか。あるいはその段階ですぐに差しかえる候補、特に私が今念頭に置いているのは有力政党の公認候補ですが、差しかえたほうがいいのか。ただ、差しかえた場合には、期日前投票で亡くなった方に入っている部分というのは、その陣営は失うことになりますね。ですからそれは候補者の陣営で比較衡量して、どういうふうに行くのかと選ばせると。そういった組み合わせになってくるんじゃないかなと思います。

【大竹委員】 ただ、地方選挙の場合には必ずしも、日本の場合はまだ政党が表に出ていない状況であります。

【谷口委員】 ですから、その場合はやはり公選法等と、政策中心とか政党中心とかそういったコンセプトにどれだけコミットをしていくのかというところで、救う範囲を決め

ているということになるんじゃないでしょうか。

【蒲島座長】 今の谷口さんのご意見というのは、どのくらい候補者に政党色を強めて、補充立候補との関係をうまく調整するかという話ですけれども、それは突き詰めていくと、有力な候補と有力でない候補との間に差をつけるということですか。

【谷口委員】 もし、その補充立候補要件、政党をつけるという場合になると、そういった価値判断をこの場合したということになります。

、【大竹委員】 長崎の件で、あまりに一般化して考えるのは非常に危険な感じがしますね。いろいろな要素が混じっている感じがします。

【蒲島座長】 そういう意味で、長崎のケースにこの研究会もあまり流されないほうがよいと思います。この研究会で長崎のケースに流されて結論を出して、どの候補者が同じような形で亡くなっても再選挙なり、あるいは延期なりいろいろ方法があるんでしょうけれど、そのときの逆の反発みたいなものも大いに考えられるような気がするんですけど。だから、そのところがちょっと難しいと私は思います。

【大竹委員】 ただその場合も、今回の長崎のケースで言いますと、有力でない方がシステムとして結果的に当選せざるを得ないということですね。そういう制度設計はできないだろうと思います。結果的に、選択肢があり賛意を得られるだれかが当選するというシステムをつくりたいと思います。ただこれも、ぎりぎりのところで、もしほんとうに投票日の7時までいってしまえばどうしようもないということになるかもしれませんけれどもね。そういうレアケースは別としてです。

【蒲島座長】 そのバランスの一番いい着地点が、この研究会でできることになっているんですけども。この補充立候補制については、まだこれからも議論を重ねていきたいと思うし、研究会と研究会の間にお考えを深めていただければ幸いです。もう一つどうしても今日やっておきたいのが、決選投票についての議論です。

【大竹委員】 1つよろしゅうございますか。

資料を見てお願いしたいんですけども、本日資料4で、決選投票についてのいろいろな文書をいただいたんですけども、この中の3ページでございますが、過去に法定得票数に達した者がいないことによって、再選挙をやった場合の事例が書いてあります。この再選挙のときの選挙の状況、すなわちこのときに新たに候補者になった者がいたのかどうか。また、このときの当選者が当初の選挙でどういう順番だったのか。すなわち、今回、決選投票のポイントは候補者の上位2名に絞ろうかという話ですので、そういった場合に

上位2名以外の人から過去に当選人が出ているのかどうか、そういうのも最初に知りたいもので、お願いしたいんですけど。

【嶋補佐】 にわかに整理しておりませんので、申しわけございませんが、次回に整理させていただきます。

【久元選挙部長】 この中で、大きな選挙でありました札幌市長選挙について申しますと、当初は保守陣営が分裂して、表が分散してしまったのですが、2回目は保守陣営が1回目に立候補しなかった別の人を候補を立てて、当選した現市長との間で一騎討ちに近いような選挙になって、今の市長が当選したということになります。

【谷口委員】 すいません。私、前回休んだもので、もう説明があったのかもしれませんが、今回、この課題がそのアジェンダに載ったというのは、長崎のように世論の激しい反発が、札幌なり何なりであったということ踏まえてということでしょうか。それとも、前々から選挙課のほうで、そういう問題意識をお持ちに……。別に反対で申し上げているんではございません、あくまで事実関係として。

【嶋補佐】 もともと公職選挙法の論点としてはあった論点でございます。過去あまり例がない、首長選挙では、ごらんいただいた資料にも過去4件ということなんですが、たまたま今回19年の統一地方選挙で、宮城県の加美町の事例が4件目としてあったということでクローズアップされた論点ということがあったと思います。そういったこともありまして、今回あわせて研究会を立ち上げるということで、有識者の先生方のご意見をちょうだいするという大臣からの指示もありまして、検討事項として加えさせていただいたものです。

【谷口委員】 ありがとうございます。私見を申し上げてよろしゅうございますか。

私は、決選投票制度は大いに賛成であります。今日、先ほど事務局のご説明を聞いていて、ほうと1つ利口になったなと思ったのが、要するに、GHQは小選挙区2回投票制をやれと言っていて、それとの妥協でこうなって、ああなって、こうなったんだということが、ああ、そうだったのかと思ったんです。

小選挙区2回投票制は大いに結構だと私は思うんですが、おそらく、今回、ここで決選投票制度を導入すると、法定得票率はそのままにして、例えば衆議院だったら6分の1に達しないと決選投票等々にするということになると、今度、ほんとうに小選挙区2回投票制をやろうとすれば、やはり、こういった小規模な研究会で、法定得票率を6分の1から4分の1に少し上げるとか、小規模な改正を重ねていくことによって、事実上、小選挙区

2回投票制という大きな選挙制度改革をする糸口を与えるということになるので、このところはわりあいと、最終的に——私自身は小選挙区2回投票制的なものに賛成ですから、今回決選投票を入れるということには賛成なんですけれども——世論対策等含めて、少し慎重に歩を進めていく必要があるのではないのかなという印象を受けます。

【蒲島座長】 今度の研究会に含めた理由というのは、小選挙区における決選投票というよりも、むしろ首長選挙における決選投票の制度の導入のつもりでした。首長選挙で決めたことがほかの選挙にも全部、波及するわけですか。

【田口選挙課長】 一番もとは、今年の5月10日に読売新聞で、学識者の先生がお書きになっていらっしゃったんですが、首長選挙において、1回目の投票で、法定得票率4分の1を誰もとれなかったことによって、再選挙した場合、もし新しい人が参入して選挙をすれば、また誰も4分の1をとれないかもしれない。そうすると、いつまでも長の不在の状態、長が決まらない状態で、選挙が繰り返されるという事態が起こりかねない。前回、札幌市長選挙では2回目で何とか済んだが、今回、また加美町で再選挙事由が発生したということで、もし決選投票制度を導入すれば、確実に2回目で首長が決まるということ、1つのご提案としてお書きになっておられたということで、これも1つの課題ということで、今回とり上げたところです。

他方、議会議員の場合は、独任制の長と異なり、合議体ですので、そこをどう考えるかは、今回、この研究会でご議論いただければと思います。

【蒲島座長】 いかがですか。

これまで再選挙になっているわけですが、1つの疑問は、当初の選挙に立候補していなかった者が再選挙に立候補することができることについて、違和感を覚える方もいると。例えば、決選投票だとその部分がなくなりますよね。それについてどう考えるかということだと思えますけれども、皆様のご意見はいかがですか。

これは補充立候補よりも、論点はかなり整理されているという感じはします。ただ、もう既にGHQの横やりと言ったら何ですけれども、法定得票率の考え方は、GHQのほうがもっと厳しかったのかな、もっと票をとらなきゃ当選人として認めないというインプリケーションがあって、日本側が法定得票率をちょっと下げたという考え方があるので、再選挙が繰り返されることを避けるために、法定得票率を下げるというのは、やや理論的には難しいような気がするんですけれども。

【大竹委員】 先ほど資料をお願いしたんですけれども、私の印象では、結果的には、

この中の当初の選挙でトップの方が、大体当選されているんだろうと思うんですね。そういうことであれば選挙経済から言っても、決選投票で決めること自体は、あまり問題ないのかなという感じはしますけれどもね。

【蒲島座長】 「なし」にしてもう一度やりますよというわけですね。

【大竹委員】 当初の選挙で1位だった方が、結果的に2回目も一位で当選しているということであれば、何ら新たな選挙をする必要はないわけですね。決選投票という形で、もう1回争わしてもいいんじゃないかと。

【蒲島座長】 私も、決選投票という形を出しても、それほど違和感はないという気がします。多くの選挙でほとんどやられていますよね。

【谷口委員】 私自身も決選投票にはポジティブなんですけど……。ですから、どちらの事例もあるので、なかなか一概にやりにくいんですね。例えば、国連の安保理の選挙なんていうのは、国連という200票しかないような小さな村でやっていますからあれですけども、60何回やっているというのがあって、そこで、もう仕様がなから第3の候補がようやく出てきたりというようなことも、これはやられているわけですよ。ですから、考え方としては、法定得票率を1回でもとれないような候補者というのは、みんなディスクォリファイドであると。だから、ここは「ご破算に願ひましては」というような余地を残すという考え方もできないではない。ですけども、先ほど大竹さんがおっしゃったように、選挙経済の中は、事実上こうなっているということを考えれば、やはり決選投票でよいのではないのかと、それこそ私もその一票を入れたいとは思いますが。そういう意味において、わりあいと世論の瀬踏みというか、そういうのを少ししながら、最終的にそちらの方向に結論を持っていくというふうにしたほうがよろしいのではないかと思います。

【蒲島座長】 米さん、いかがですか。

【米委員】 私は、再選挙は、決選選挙にしたほうが長の長期の不在ということは避けられると思います。今までもおおむね2回目で終わっていますが、新たな候補者が出てくるということもありますので、そういうことから言えば、決選投票にしたほうが空白期間を短くするというのと、それから、あまり選管側のことを申し上げるのはなんですが、2度目で決まれば、ある程度安心して、そこに持ち込めるということもありますので、決選投票のほうがいいかなと思います。

【蒲島座長】 その点、選挙の範囲はどうですか。

【米委員】 それも、先ほどもありましたように、ある程度、限定してもいいのかなと思います。

【小島委員】 よろしいですか。

先ほど、法定得票数を下げて選挙が失効する率を下げるというニュアンスの話が若干ちょっとあったかもしれませんが、最近の選挙は投票率がかなり低い状況の中で、法定得票数を下げたりしますと、そもそもこういう人たちは当選しても、絶対得票数が非常に低くなって、市民から信任を得ていないんじゃないかという候補者自身の懸念とか疑問とかいうものが非常にあつたりしますので、法定得票数そのものをあまり下げるといのはどうかなという感じがしております。

もう一つ、今、米委員のほうからお話がございましたけれども、あまり何回も選挙をやったり、費用がかかるというのでは困りますので、ある程度、1回やってダメなら、次に何か結論が出るという方向性を見出すような制度が、我々実務——また有権者のサイドから見ても、選挙が続きますと選挙疲れというようなことがありまして、何回もやっていくうちに投票率がもっと下がってしまうとかいうことになってしまいますので、なるべく熱いうちに結論が出る方向がいいのかなという気はしています。

【大竹委員】 ちょっといいですか。

【蒲島座長】 はい。

【大竹委員】 今、お話がございました再選挙のほうの話なんですけれども、今回のこの決選投票導入の論議をしたらどうかというお話があった背景として、やっぱり札幌市長選挙があったらと思うと思います。それから、結果的には再選挙になりませんでした。東京都知事選挙、石原氏が初めて当選された選挙、ああいう話があったわけです。したがって、問題意識としては首長さんが長期に欠けるのはまずいという話が基本だったんだろうと思うので、そういった意味では、決選投票制度を導入するのは首長選挙というふうに限ってもいいんじゃないかなという感じがいたしております。

それから、議会議員選挙の場合、例えば衆議院選挙なんかの場合には、まさに候補者は政党が出してくるわけですから、選挙の結果を受けて、再選挙となっていた場合には、もう1回、政党の候補者選択を認めていいんじゃないかなということ、むしろ、こういったものには、決選投票制度は適当じゃないんじゃないかなという感じがいたしております。

【蒲島座長】 ありがとうございます。ほかに、ご意見ありませんか。

【小堺オブザーバー】 決選投票制というのは、確かに1つの考え方ではあるんですけども、有力でない候補者が残った場合の決選投票というのは問題があるんじゃないのかという気がするんですね。本来、有権者側がこの人に市長になってもらおうと思って投票したのがだめになって、そうでない候補者の中から選べということになるわけですから、それで有権者側の理解が得られるのかなという……。決選投票には、そういう問題が絡んでくるだろうと思います。

【蒲島座長】 この決選投票については、皆さんのご意見としては、上位何人かでやるという方向のほうが強かったような気がするんですけども、まだ時間がありますので、これについては、次回以降も議論していきたいと思います。選挙部長から何かコメントはありますか。

【久元選挙部長】 今日のご論議を踏まえて、この論点を少し考え直しまして、また次回、ご論議の材料にさせていただきたいと思っておりますのと、それから、補充立候補の制度について海外がどういうふうになっているのかということも、今、調査をしたいと思っております。

【蒲島座長】 選挙課長からはいかがですか。

【田口選挙課長】 特にございませぬ。

【蒲島座長】 今日は大変短い時間ながら、長崎市の選挙管理委員会の方の実際の体験をご披露してくださって、とても議論には参考になったと思います。我々、政治学者はこれを実証研究といいますけれども、実証を知らないで、いろいろなことを制度設計しても間違えることが多いものですから、そういう意味で、今日のヒアリングはとてもよかったと思います。ただ、前回の議事要旨にありましたように、候補者のみならず、有権者側と選挙管理側にとって一番いい着地点を見つけたいと思っていますし、それが日本の民主シーのあり方にとって、プラスであるというような結論が出れば、大変うれしく思います。今日はお忙しいところ、大変ありがとうございました。これで時間になりましたので、第2回補充立候補制度等のあり方に関する研究会を終わりたいと思います。皆様、お疲れでした。